

京都市消防局訓令乙第7号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局通信規程の全部を次のように改正する。

平成27年10月23日

京都市消防局長 杉本 栄一

京都市消防局通信規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 通信施設の管理（第3条～第7条）
- 第3章 通信の運用（第8条～第17条）
- 第4章 補則（第18条～第20条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、消防通信施設の管理及び消防通信の運用（以下「通信業務」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防通信施設 消防業務の用に供するために設置された別表第1の左欄に掲げる施設区分ごとに、同表中欄に掲げる設置区分に応じ、同表の右欄に掲げる各種の通信機器、通信回線等で構成された施設（以下「通信施設」という。）をいう。
- (2) 消防通信 災害に関する情報及び消防業務の連絡を行うための通信で、別表第2の左欄に掲げる区分ごとに、同表の中欄に掲げる種別に応じ、同表の右欄に掲げる内容について行うもの（以下「通信」という。）をいう。
- (3) 無線局 無線施設及びその操作を行う者の総体で、別表第3に掲げるものをいう。
- (4) 関係機関 警察機関、報道機関、医療機関、電力会社及びガス会社をいう。

第2章 通信施設の管理

（所属長の責務）

第3条 所属長は、所属及び管轄区域内の消防団における通信施設について、常に点検し、適正に管理するものとする。

2 所属長は、前項の点検及び管理のうち、所属における通信施設に係る点検及び管理を行わせるため、所属に通信管理者及び無線従事者を置くものとする。

3 管轄区域内の消防団が運用する通信施設の点検及び管理に係る要領については、別に定めるものとする。

(通信管理者)

第4条 通信管理者には、消防局（以下「局」という。）の課を置かない部及び課においては庶務を担当する係長を、消防署（消防分署を含む。）においては警防課長をもって充てるものとする。

2 通信管理者は、無線従事者が行う事務を管理するものとする。

(無線従事者)

第5条 無線従事者には、電波法に規定する資格の取得者をもって充てるものとする。

2 無線従事者は、次に掲げる事項を処理するものとする。

(1) 通信を行うための通信施設の操作及びその監督

(2) 通信施設の操作の記録（航空局及び航空機局に限る。）

(3) 通信施設の故障時における応急的かつ軽易な措置（以下「応急措置」という。）及び当該応急措置に係る報告

(通信施設の点検)

第6条 通信施設の点検は、毎日1回、随時に消防職員（以下「職員」という。）が行うものとする。

(通信施設の故障時の応急措置等)

第7条 無線従事者は、通信施設が故障したときは、速やかに応急措置を行うとともに、当該応急措置の内容を、通信管理者を経て、所属長に報告するものとする。この場合において、車両に積載する陸上移動局が開局中に故障したときは、直ちに、指令センター長に連絡するものとする。

2 所属長は、前項の報告を受けた場合において、緊急に修理する必要があると認めるときは、速やかに、消防局長（以下「局長」という。）に報告するとともに、必要な措置を講じるものとする。また、当該修理を所属において行うことができないと認めるときは、別に定めるところにより局長に修理を依頼するものとする。

3 所属長は、通信施設が停止し、又は通信の運用の妨げとなるおそれがあると認めるときは、安全救急部情報通信課長、警防部指令課長その他関係のある所属長と事前に協議を行うものとする。

4 局長は、第2項の依頼を受けたときは、速やかに修理を行うとともに、その結果を当該依頼をした所属長に通知するものとする。

第3章 通信の運用

(通信実施時の留意事項)

第8条 職員は、通信を実施するときは、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 通信内容に係る秘密の保持
- (2) 簡潔かつ明瞭な通信の実施
- (3) 通信施設の機能の維持
- (4) 通信事項等に係る必要な記録及びその保存（航空局及び航空機局に限る。）

(通信施設の業務外使用の制限)

第9条 通信施設は、目的外通信（電波法第52条に規定される目的外使用の禁止等の定めから除外される通信）を行う必要がある場合を除き、消防業務以外の用に供してはならない。

(通信の優先順位)

第10条 通信の優先順位は、原則として、次の各号に掲げる順序によるものとする。

- (1) 災害通報受付、災害発見報告及び災害覚知報告
- (2) 災害出動指令
- (3) 災害現場通信
- (4) 高所状況報告
- (5) 災害活動支援指令
- (6) 配置転換指令
- (7) 前各号に掲げる通信以外の通信

2 前項第1号から第4号までに掲げる通信は、至急通信（他の通信に優先して発信し、又は受信する通信をいう。以下同じ。）とする。

(至急通信の取扱い)

第11条 指令電話又は業務用無線により至急通信を発信する場合は、別に定める呼出信号を送出するものとする。この場合において、業務用無線によるときは、必要に応じ、「至急」の呼称を冠して発信するものとする。

2 至急通信に係る呼出しの信号を受信し、又は傍受した職員は、当該至急通信を妨げてはならない。

(指令電話の取扱い)

第12条 指令センター員は、火災報知専用電話（別表第1指令電話、通信事業者施設の項に掲げる報知回線をいう。）、非常通報装置（防火対象物における災害の通報を行うため、当該防火対象物と別表第1指令電話の項に掲げる局構内施設との間に設置された有線施設をいう。）その他の指令電話により災

害等の通報を受信したときは、当該通報内容の的確な聴取及び確認を行い、当該通報者の意図を速やかに把握するものとする。

- 2 前項の場合において、指令センター員は、通報内容を確認することができたときは、その旨の返答又は確認の操作を、当該内容を確認することができなかったときは、呼返しの信号を送出する等必要な措置を講じるものとする。
(消防電話の取扱い)

第13条 消防電話の取扱いは、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 受信したときは、速やかに応答すること。
- (2) 転送するときは、通信の切断等のないよう注意すること。
- (3) 災害の発生等に伴い、消防電話の使用が制限されたときは、至急通信以外の通信に使用しないこと。
- (4) 指令センター員が行う消防電話回線（別表第1消防電話、通信事業者施設の項に掲げる消防電話回線をいう。）と業務用無線局との接続は、特に必要のある通信及び当該通信に必要な試験通信の場合に限り行うものとする。

(無線局の開局)

第14条 基地局等（基地局、携帯基地局及び卓上型固定移動局をいう。以下同じ。）は、常に開局しておくものとする。

- 2 陸上移動局のうち車両に積載する無線局にあつては、次の各号のいずれかに該当するときは、開局するものとする。ただし、同一場所に2以上の移動局がある場合で、当該移動局に係る通信の運用上支障がないときは、一の移動局のみを開局し、他の移動局を閉局することができる。

- (1) 移動局の配置場所（以下「配置場所」という。）を離れたときから配置場所に帰着するまでの間にあるとき。
- (2) 基地局等から開局するよう指示を受けたとき。
- (3) 有線施設による通信が途絶したとき、又は途絶するおそれのあるとき。

- 3 航空用無線局及び携帯局は、航空機を運航しているとき、及び運航の準備を行っているときは、開局するものとする。

(無線局の運用の原則)

第15条 業務用無線局のチャンネル及びチャンネルグループの種別、名称、用途及びチャンネルグループに含まれるチャンネルの内訳については、別表第4に掲げるとおりとする。

- 2 業務用無線局及び航空用無線局（以下「業務用無線局等」という。）の運用は、前項の規定によるほか、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 業務用無線局の通信は、災害現場通信を行うときを除き、他の業務用無線局が交信していないことが明らかなきに限り行うこと。
- (2) 業務用無線局等により送信を行うときは、自局の呼出名称を付し、その

出所を明らかにすること。

(3) 業務用無線局等による送信の時間は、連続20秒を超えないこと。

(4) 送信の時間が連続20秒を超えるときは、数秒の間隔を置き、区切りを付けて送信すること。

(業務用無線局の使用するチャンネル等)

第16条 業務用無線局相互間の通信を行うときは、消防1、消防2、活動波3、活動波4、活動波5、活動波10、活動波11、活動波12、活動波13、署活第1、署活第2、署活第3、署活第4、署活第5又は署活第6を使用するものとする。

2 震災警防規程第30条及び水災警防規程第21条に定める、第1次通信統制時及び第2次通信統制時に業務用無線局相互間で通信を行うときは、大災害1、大災害2、大災害3、大災害4、大災害5、大災害6、大災害7、大災害8、大災害9、活動波10、活動波11、活動波12又は活動波13を使用するものとする。

3 関係機関の陸上移動局と災害に関する通信を行うときは、署活系無線の防災相互波又はアナログ無線の第5チャンネルを使用するものとする。

4 前3項に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合に使用するとき、主運用波1、統制波1、統制波2又は統制波3を使用するものとする。ただし、広域応援時に最高指揮者から指示があった場合は、主運用波2、主運用波3、主運用波4、主運用波5、主運用波6又は主運用波7のうち、指定される主運用波を使用するものとする。

(1) 他の消防機関等と通信を行うとき。

(2) 携帯局と通信を行うとき。

(国等への防災映像の送信等)

第17条 局長は、必要があると認めるときは、防災映像（火災、地震等の災害による被害状況等の映像情報をいう。）の送信又は受信を行うものとする。

第4章 補則

(通信施設の移設等に係る届出)

第18条 所属長は、通信施設の移設（レイアウトの変更を含む。）、増設、改修、撤去等を実施する場合は、事前に局長に届出るものとする。

(報告等の様式)

第19条 この訓令の規定に基づく、報告、記録、依頼、通知、保存及び申請に係る様式については、別に定める。

(施行の細目)

第20条 この訓令において別に定めることとされている事項及びこの訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年10月27日から施行する。

別表第1（第2条関係）

施 設 区 分	設 置 区 分	施 設 の 構 成	
有 線 施 設	指 令 電 話	局 構 内 施 設	指令台
		署 所 及 び 関 係 機 関 施 設	受令電話機
		通 信 事 業 者 施 設	報知回線，指令回線，救急回線，データ回線
	消 防 電 話	局 構 内 及 び 署 所 施 設	交換機，電話機
通 信 事 業 者 施 設		消防電話回線，公衆回線	
無 線 施 設	業 務 用 無 線	送受信機，制御器，空中線	
	固 定 無 線		
	航 空 用 無 線		
	衛 星 地 球 局		
	無 線 受 令 器	受信機	
情 報 通 信 施 設	指 令 系	局 構 内 施 設	指令台，指令制御装置，総合表示盤，情報共有・作戦支援端末，映像伝送装置
		署 所 及 び 関 係 機 関 施 設	受令電話機，指令情報出力装置，情報共有端末，指揮本部支援端末，指揮者用携帯端末，救急活動携帯端末，映像伝送装置
	消 防 業 務 系	局 構 内 施 設	消防業務端末，消防業務管理装置
		署 所 及 び 関 係 機 関 施 設	消防業務端末

別表第2（第2条関係）

通信区分	通信種別	内 容	
災 害 通 信	災害通報受付	有線施設及び無線施設による災害の発生に関する通報の受付	
	災害発見報告	高所カメラ等により，災害等（怪煙を含む。以下同じ。）を発見したときの報告	
	災害覚知報告	駆付け等により災害等を覚知したときの報告	
	高所状況報告	高所カメラ又は高所からの火災又は気象状況等についての報告	
	災害現場通信	災害現場において行う情報の連絡，活動の指示又は災害等の状況についての報告	
	救急収容報告	救急隊が傷病者を医療機関へ収容したときの報告	
	出動帰隊報告	部隊が出動し，又は帰隊したときの報告	
指 令 通 信	災害出動指令	京都市消防局指令管制規程（以下「指令規程」という。）別表に掲げる災害出動計画（以下「出動計画」という。）に基づく部隊等の災害出動に関する指令	
	派遣出動指令	指令規程第18条に規定する応援隊の派遣出動に関する指令	
	予告指令	火災予告	災害出動指令及び派遣出動指令（以下「出動指令」という。）のうち，火災に関する出動指令を発する前に，部隊の配置署所等に対して火災の発生又はそのおそれのある事案が発生したことを，あらかじめ周知させるための指令
		出動予告	出動指令に先立ち，当該出動指令による災害出動又は派遣出動が予測される部隊の配置署所に対して行う出動予告のための指令
	取消指令	出動指令を取り消すための指令	
	警防態勢変更指令	警防態勢が変更された場合に行う指令	
	災害活動支援指令	部隊（応援隊として派遣される部隊を含む。）の災害現場活動に必要な情報を提供するための指令	
	配置転換指令	出動中の部隊の配置署所又は署所以外の場所に，他の部隊を応急的に配置するための指令	
	訓練指令	訓練を実施する部隊の訓練出動に関する指令	
通知指令	業務上必要な情報を提供し，又は収集するた		

		めの指令
	試験指令	指令電話の機能を確認するための指令
連絡通信	業務連絡	消防電話又は業務用無線による業務の連絡
	試験通信	消防電話及び業務用無線の機能を確認するための通信

別表第3（第2条関係）

種 別		内 容
業務用無線局	基 地 局	陸上移動局及び卓上型固定移動局と通信を行う移動しない無線局
	携帯基地局	携帯局と通信を行う移動しない無線局
	卓上型固定移動局	消防署，分署，出張所等に設置された無線局で，基地局，他の陸上移動局及び卓上型固定移動局と通信を行うもの
	陸上移動局	陸上を移動中又は特定しない地点に停止中に，基地局，他の陸上移動局及び卓上型固定移動局と通信を行う無線局
	携 帯 局	陸上若しくは上空において携帯して移動中又は特定しない地点若しくは上空において停止中に，携帯基地局，他の携帯局，陸上移動局及び卓上型固定移動局と通信を行う無線局
固 定 局		一定の固定地点相互間の通信を行う無線局
航空用無線局	航 空 局	航空機局と通信を行う移動しない無線局
	航 空 機 局	航空局と通信を行うために，航空機に積載した無線局
衛 星 地 球 局		スーパーバード系人工衛星局その他の宇宙局と通信を行い，又は受動衛星その他の宇宙にある物体を利用して通信（宇宙局との通信を除く。）を行うため，地表又は地球の大気圏の主要部分に開設する無線局

別表第4（第15条関係）
チャンネルグループ

無線種別	チャンネルグループ名称	含まれるチャンネルの内訳	用途
デジタル無線	消防1	活動波1，活動波7，活動波8，活動波9	京都市消防局用
	消防2	活動波2，活動波6	

チャンネル（チャンネルグループに含まれるものを除く。）

無線種別	チャンネル名称	用途
デジタル無線	活動波3	京都市消防局用
	活動波4	
	活動波5	
	活動波10	
	活動波11	
	活動波12	
	活動波13	
	主運用波1	京都府内消防共通用
	統制波1	全国消防共通用
	統制波2	
	統制波3	
	主運用波2	緊急消防援助隊等の広域応援又は救援時用
	主運用波3	
	主運用波4	
	主運用波5	
主運用波6		

	主運用波 7	
	大災害 1	震災警防規程第 30 条及び水災警防規程第 21 条に定める，第 1 次通信統制時及び第 2 次通信統制時用
	大災害 2	
	大災害 3	
	大災害 4	
	大災害 5	
	大災害 6	
	大災害 7	
	大災害 8	
	大災害 9	
署活系無線	署活第 1	
	署活第 2	
	署活第 3	
	署活第 4	
	署活第 5	
	署活第 6	
	団第 1	
	防災相互波	
アナログ無線	第 5 チャンネル	防災相互通信用

(消防局安全救急部情報通信課)